

別表 4 (納税証明書関係)

<p>国税の納税証明書 (税務署)</p>	<p>■申請者が法人の場合 <u>納税証明書「その3の3」</u>          ■申請者が個人の場合 <u>納税証明書「その3の2」</u>          上記は、「法人税」又は「申告所得税」と「消費税および地方消費税」に未納がないことの証明書です。</p> <p>※e-Tax (国税電子申告・納税システム) を利用している方は、オンラインで納税証明の交付申請ができます。詳しくは、国税庁ホームページ「納税証明書の交付請求書について」をご覧ください。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の影響により国税の納税猶予や換価猶予を受けている場合は、「納税の猶予許可通知書」、「換価の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書 (その1)」を提出することで、納税の要件を満たすものとします。</p>
<p>地方税の納税証明書 (都道府県税事務所・市町村税収納担当課)</p>	<p>■申請者が法人の場合          (1) 県税 (都道府県税) ⇒ 直前の事業年度の法人住民税・法人事業税の納税証明書          (2) 市税 (市町村税) ⇒ 直前の事業年度の法人住民税と前年度の固定資産税・都市計画税の納税証明書</p> <p>※1 東京都 23 区においては、固定資産税・都市計画税は都税となります。          ※2 固定資産を所有していない場合は、その旨を記載した書面を添付してください。  <u>※3 本店所在地の納税証明書を添付してください。支店等所在地のものは不要です。</u></p> <p>■申請者が個人の場合          (1) 県税 (都道府県税) ⇒ 直前の事業年度の個人事業税納税 (未賦課) 証明書          (2) 市税 (市町村税) ⇒ 前年度の住民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税の納税証明書</p> <p>未納(滞納)がないことの証明書が交付される場合は、それを納税証明書に代えることができます。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の影響により地方税の徴収猶予を受けている場合は、「徴収猶予許可通知書」の写しを納税証明書と併せて提出することで、納税の要件を満たすものとします。</p>
<p>■その他留意事項          証明書は、申請書提出日以前の3ヶ月以内に交付を受けたものに限り、(鮮明なものであれば、その写しで構いません。)</p>	